

# 特記仕様書

## (適用)

第1条 本業務の履行は、本特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書（案）（土木設計業務等委託必携 令和3年3月）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。また、「水道施設維持管理業務委託積算要領（管路等管理業務個別委託編）」（日本水道協会 平成30年12月）、「水道設計業務委託標準仕様書2010」（日本水道協会）（以下「標準仕様書」という。）、「水道維持管理指針2016」（日本水道協会）、「設計便覧（案）」（近畿地方整備局）、「土木構造物設計マニュアル（案）」（国土交通省）、「水道施設設計指針2012」（日本水道協会）、「水道施設耐震工法指針・解説2009」（日本水道協会）、「便覧」（日本ダクタイル鉄管協会）、「J D P A諸基準」、「日本水道鋼管協会（W S P）諸基準」等によるものとする。

第2条 受注者は、契約時または変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を得たうえ、受注時は契約後、府の休日（京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条第1項に掲げる日）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から、府の休日を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

## (成果品の帰属)

第3条 本業務の成果品は、全て京都府の所有とし、京都府の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

## (資料等の貸与及び返却)

第4条 本業務の履行にあたり必要な図面等については、受注者が監督職員と協議を行い入手すること。

## (土地への立入り等)

第5条

- 1 現地調査を実施する場合、調査員の内1人は必ず身分証明書を携帯して業務に当たるものとする。
- 2 身分証明書は、土地等の所有者、その他の関係人等から請求があったときには、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、主任技術者とする。但し、調査員の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 受注者は業務が完了した場合、又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。

## (業務概要)

第6条 本業務は、水道施設（府営水道事務所送水管）の漏水調査を行うことを目的とする。施工箇所は別紙漏水調査管路数量表及び送水管水管橋一覧による。

## (業務内容)

第7条 本業務内容は、主に以下のとおりとするが、記載事項以外で業務に付帯するものについては、受注者の責任において施工することとする。

### 1 漏水調査業務

漏水調査を行う送水管路は別添図に概要を示すが、作業計画作成、漏水調査に必要な送水管管理図書等は別に貸し出すものとする。

#### (1) 作業計画作成（業務計画書）

本調査に先立ち、調査方法、調査ブロック割、作業工程等の綿密な作業計画を作成し提出すること。また、下記の事項を記載すること。

ア 作業概要

イ 現場組織（職務分担、緊急連絡体制など）

ウ 作業計画（作業方法（調査方法）、実施工工程など）

エ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、酸素欠乏空気対策など）

オ その他（監督職員の指示する事項）

#### (2) 現場下見調査

本調査に先立ち、調査区域の送水管図面と現地の管路、弁栓類の位置確認を行うこと。また管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害の有無等の確認を行い、調査対象となる送水管全般を把握すること。

#### (3) 路面音聴調査 ※

送水管路上の路面において漏水検知器等を用いて音聴し、漏水音（漏水疑似音）を発見する作業である。

埋設深度が概ね2.0m以下の送水管に適用。

#### (4) 弁栓音聴調査 ※

送水管にある仕切弁・消火栓等を対象とし、音聴棒等を用いて音聴し、漏水音（漏水疑似音）を発見するものである。

埋設深度が概ね2.0mより深い送水管のうち、埋設後概ね25年未満の管に適用。

#### (5) 漏水音圧測定 ※

漏水音圧測定器を消火栓・仕切弁等に設置し、その調査機器の特性により漏水が発生している管路を選別する作業である。

埋設深度が概ね2.0mより深い送水管のうち、埋設後25年以上になる管に適用。

#### (6) 相関調査 ※

調査対象の送水管路を相関式漏水探知器等を用いて調査し、漏水箇所を確定する作業である。

※ 作業計画及び現場下見調査において路面音聴等による漏水調査が困難な箇所が発見された場合は監督職員と協議の上、漏水音圧測定、弁栓音聴調査又は相関調査等による漏水調査に変更するものとし、設計変更の対象とする。

※ 漏水確認調査については、路面音聴調査等の漏水調査結果を受けて監督職員と調査範囲及び調査方法を協議の上、実施するものとし、設計変更の対象とする。

(7) 報告書作成

調査結果について、作業日報、状況報告を含む報告書としてまとめる。

2 水管橋点検業務（17箇所）

- (1) 準備・片付け（作業に必要な機器類の点検、清掃など）
- (2) 漏水の有無確認（管体、継手部、伸縮継手、空気弁等からの漏水の有無の点検）
- (3) 塗装等の状況（管体、空気弁、歩廊等の塗装状況（剥離、腐食）の点検）
- (4) 橋台の状況（ひび割れ、アンカーボルト変形、沈下等の点検）
- (5) 橋脚・防衛杭の状況（傾きや損傷、ひび割れ、塗装の剥離、腐食の点検）
- (6) 空気弁の凍結対策状況（断熱材の損傷の点検）
- (7) 支持金物等の状況（リングサポート、Uボルト、落橋防止装置等の点検）
- (8) 伸縮継手の状況（伸縮可とう管の変異状況、漏水等の点検）
- (9) 進入防止柵の状況（進入防止柵の破損の有無、腐食状況等の点検）
- (10) 管路用地の状況（フェンス、無断使用、不法投棄等の点検）
- (11) 報告書作成（作業日報、状況報告含む報告書）

3 交通誘導

交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員の合格証明書交付を受けている者を配置すること。

4 作業時間

道路使用許可条件等の作業時間を遵守すること。

5 その他必要な業務

（注意事項）

第8条 本業務の注意事項は下記のとおりである。

1 以下の作業項目については、本調査に含むものとする。

- (1) 準備・片付け（作業に必要な機器類の点検、清掃等）
- (2) 調査に必要な鉄蓋等の開閉及びガタツキ防止のための簡易な清掃
- (3) 機器類の設置、撤去

2 受注者は、業務計画書に作成箇所、作業手順などを定め、事前に監督職員に協議、報告したうえで作業に着手すること。

なお、作業計画、調査業務に必要な管路図及び送水管管理図書等は貸与するものとする。

3 受託者は、事前に作業箇所の周辺状況を把握し、道路交通への影響が最小限となるよう計画すること。また、作業には必要な配管図面等を携帯すること。

4 受注者は、使用する機材などの作業に必要な機器類を点検し、十分な整備をしておくこと。

5 路上での調査を行うに当たって必要となる道路使用許可申請等関係機関への申請、届出については受注者において行うこと。

6 作業に当たっては、弁室周囲の舗装や弁室内の水道施設等に損傷を与えないように十分留意すること。

7 受注者は、作業に当たり、騒音規制法、振動規制法及び公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講じること。

8 作業に当たり、道路その他の工作物を汚損させないこと。また、汚損させた場合は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。

9 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物を搬出し、作業場所の清掃に努めること。また、業務完了後速やかに貸与された

図書等を返却すること。

- 10 受注者は、業務において異常を発見し、それが水道施設及び交通、付近住民に危害を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに監督職員に連絡し、その指示を受けること。
- 11 受注者が、監督職員の指示に反して作業を続行した場合、及び監督職員が事故防止や危険と判断した場合は、作業の一時停止を命ずることがある。
- 12 仕様書に明記されていない事項であっても、必要かつ当然含まれると解釈されるものについては、受注者の負担で施工すること。
- 13 危険防止に努めること。
- 14 本業務作業中に、緊急事態が発生した場合は作業を中止するがあるので、監督職員に従うこと。
- 15 十分な安全対策を実施し事故のないよう十分注意すること。

(環境対策)

第9条 環境等の保全については、以下のとおりである。

- 1 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
- 3 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、業務を実施すること。

(費用負担)

第10条 次に示す費用については、受注者の負担とする。

- 1 各種試験及び検査に要する費用。
- 2 本業務施工に起因して発生した損害の補償費及び復旧費等。
- 3 関係機関に提出する書類作成費及び申請費等。
- 4 受注者の責めに帰する業務の手戻り作業費及び手戻りによって生じた損害の補償費等。
- 5 設計制作及び維持管理上必要とする図書等の作成費。
- 6 その他受注者と監督職員が協議したもの。

(電子納品の実施)

第11条 本工事は、本府におけるCALS/ECの取り組みの一環として電子納品の対象工事であり、完成図書の納品を国土交通省工事完成図書の電子納品等要領等、京都府電子納品実施マニュアル(案)（令和4年3月）及び京都府電子納品ガイドライン(案)（令和4年3月）に基づき実施しなければならない。

(疑義)

第12条 本業務の施工において疑義が生じたときは、監督職員と協議の上その指示に従うこと。

(届出等)

第13条

- 1 受注者は、業務の実施に当たり、暴力団からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出ると

ともに監督職員に報告すること。

2 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

(提出書類)

第14条 本業務の提出書類は、次のとおりである。

1 課税事業者届出書	1部
2 請負代金内訳書及び工程表	2部
3 着手届	2部
4 現場代理人等（変更）通知書	2部
5 業務計画書	1部
6 委託業務完了報告書	2部
7 点検結果報告書	3部（電子媒体2部、紙媒体1部）
（1） 業務報告書、業務報告概要書	
（2） 写真帳（電子媒体でも提出）	
（3） その他、監督職員の指示するもの。	

（新型コロナウイルス感染予防対策）

第15条 本工事においては、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例や、オフィス等における対策や通勤時の対策、感染者が発生した場合の対応等を盛り込んだ「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版））」を踏まえた、建設現場等での対策を確実に実施するものとする。

※ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001404285.pdf>

## 漏水調査管路数量表

系統	路線	路線	夜間昼間	延長(km)	調査延長(km)				備考
					路面音聽 調査	弁栓音聽 調査	漏水音圧 測定	水管橋	
木津系	幹線	幹線	夜間	1.954	2.330	0.000	0.309		
			浄水場付近	0.200					
			九百石川付近	0.240					
			府道JR横断 広入区間	0.075					
			近鉄横断 広入区間	0.120					
			堀池川横断 広入	0.050					
			水管橋	0.027				0.027	
			京田辺線	3.608	3.360	0.000	0.318		
			煤谷川横断 推進区間	0.070					
			水管橋	0.019				0.019	
宇治・木津連絡管	宇治・木津連絡管	宇治・木津連絡管	夜間	13.618	13.990	1.470	0.353		
			V14付近	1.490					
			V48付近						
			A49付近						
			R307横断 推進区間	0.105					
			防賀川横断(A63) 推進区間	0.040					
			近鉄横断 推進区間	0.030					
			防賀川横断(A69) 推進区間	0.025					
			天津神川横断 推進区間	0.070					
			名松川横断 推進区間	0.055					
			手原川横断 推進区間	0.065					
			V24付近	0.100					
			A110付近(南側)	0.070					
			A110付近(北側)	0.010					
			大門川横断(V27)	0.030					
			防賀川横断(A84) 推進区間	0.035					
			府道横断 推進区間	0.025					
			R1横断 推進区間	0.045					
			水管橋	0.036				0.036	
久御山八幡線	久御山八幡線	久御山八幡線	夜間	0.814	0.814	0.000	0.080		
			木津川大橋南側～左岸	0.080					
			水管橋	0.402				0.402	
木津・久御山 広域ポンプ場線	木津・久御山 広域ポンプ場線	木津・久御山 広域ポンプ場線	夜間	0.995	1.025	0.000	0.000		
			府道横断 推進区間	0.030					
			小計	21.519			1.470	1.060	0.484
			幹線						
分水線	木津第1分水線	木津第1分水線		0.157	0.157	0.154	0.066		
			夜間	3.379					
			近鉄横断 推進区間	0.030					
			R163横断 推進区間	0.055					
			R24横断 推進区間	0.025					
			井関川横断 推進区間	0.065					
			水管橋	0.100				0.100	
			精華第1分水線	0.085	0.085	0	0		
			精華第2分水線	0.938					
京田辺第1分水線	京田辺第1分水線	京田辺第1分水線	丘陵地 推進区間	0.142	1.030	0.050	0.000		
			夜間	0.116					
			府道横断 広入区間	0.060					
			JR・近鉄横断 広入区間	0.120					
			夜間	0.041	0.041	0.000	0.000		
京田辺第2分水線	八幡第1分水線	八幡第1分水線	夜間	0.012	1.960	0.046	0.000		
			夜間	1.966					
			防賀川横断 推進区間	0.040					
			小計	6.915			0.250	0.066	0.100
			分水線						
導水管	新導水管	新導水管	夜間	0.823	0.778	0.490	0.000		
			木津浄水場付近	0.200					
			水路横断(コンビニ南側)	0.020					
			府道	0.020					
			市道T字路	0.025					
			取水棟(水管橋西側)	0.030					
			府道・JR横断	0.040					
			近鉄横断	0.110					
			水管橋	0.163				0.163	
			小計	0.778	0.490	0.000	0.163		
			合計	29.212	2.210	1.126	0.747		
					33.295				

## 送水管水管橋一覧表(計17箇所)

	路線	名称	管 径	橋 長	管種類	材質	竣工年度	設置場所等
木津系	幹線	藤木川水管橋	Φ800	11.6m	鋼管	STPY	S51	近鉄木津川台駅
	"	九百石川水管橋	Φ800	16.0m	鋼管	STPY	S50	
	京田辺線	農業用水路(A21)水管橋	Φ600	10.0m	鋼管	STPY	S50	
	"	農業用水路(A25)水管橋	Φ600	9.0m	鋼管	STPY	S50	
	宇治木津連絡管	遠藤川水管橋	Φ800	14.8m	鋼管	STW400	H3	下切山橋
	"	普賢寺川水管橋	Φ800	21.0m	鋼管	STW400	H2	山ノ下橋
	久御山八幡線	木津川大橋水管橋	Φ500	401.5m	鋼管	STPY	S42	木津川大橋
	木津第2分水線	山田川水管橋	Φ500	26.7m	鋼管	STW	H9	中嶋橋
	"	渋谷川水管橋	Φ450	12.5m	ダクタイル管	D1SⅡ	H8	渋谷川橋
	"	山松川地下道水管橋	Φ450	10.4m	ダクタイル管	D1SⅡ	H10	山松川
	"	山松川水管橋	Φ450	11.5m	ダクタイル管	D1SⅡ	H10	山松川橋
	"	小釜川水管橋	Φ450	6.8m	SUS管	SUS304TPY	H10	小釜川橋
	"	鹿川水管橋	Φ450	19.2m	SUS管	SUS304TPY	H11	鹿川橋
	"	鹿川地下道水管橋	Φ450	12.9m	ダクタイル管	D1SⅡ	H11	鹿川
	新導水管	藤木川水管橋	Φ450	12.0m	鋼管	STK	S51	藤木川
	"	木津川水管橋	Φ450	81.7m	SUS管	SUS304TPY	H15	木津川
	"	"	Φ450	69.5m	鋼管	STK	S47	木津川
				合計	747.1m			